下記の方については、地方税法第２０条の２の規定に基づき次の書類を公示送達します。

なお、この公示送達する書類は、担当事務所にて保管してありますので、ご連絡下さい。

また、地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

番号	氏名	送達書類	担当事務所
1	武田　ヒデ子	給水保証金充当通知書	大淀事務所
2	合同会社　ナレッジ	給水保証金充当通知書	大淀事務所
3	久保田　仁志	給水保証金充当通知書	大淀事務所
4	松本　彰宣	給水保証金充当通知書	大淀事務所
5	池田　アツ子	給水保証金充当通知書	大淀事務所
6	南　秀樹	給水保証金充当通知書	大淀事務所
7	大隅　孝也	給水保証金充当通知書	大淀事務所
8	水本　義夫	給水保証金充当通知書	大淀事務所
9	桶田　弘	給水保証金充当通知書	大淀事務所
10	米嶋　瞳	給水保証金充当通知書	大淀事務所